

# 大和都市計画道路の変更(奈良県決定)

都市計画道路中3・3・1号中和幹線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線数の数	幅員	
幹線街路	3・3・1	ちゅうわかんせん 中和幹線	さくらいし 桜井市 おおあざみさき 大字黒崎	かしはしたじり 香芝市田尻	さくらいし おおあざおおどの おおあざだいふく おおあざ 桜井市大字粟殿、大字大福、大字 わきもと おおあざじおんじ おおあざとび おおあ 脇本、大字慈恩寺、大字外山、大字 さかなや、おおあざみ わ おおあざかみのしょう おおあざ 金屋、大字三輪、大字上之庄、大字 しんどう かしはらしときわちよう きたみょうほう 東新堂、檀原市常盤町、北妙法寺 ちようくずもちようじょうぼんじちよう とよだちよう つ 町、葛本町、上品寺町、豊田町、土 ちはちちよう しんがちよう なかぞしちよう やまとた 橋町、新賀町、中曾司町、大和高 かだし おおあざつつか どんごさんちようめ おおあざど 田市大字松塚、土庫三丁目、大字土 んご おおあざじのもり おおあざいけじり こうりちよう 庫、大字藤森、大字池尻、広陵町 おおあざあべ みさきぎい うまみ みなみちようめ 大字安部、山陵台、馬見南二丁目、 さんちようめ いちちようめ ろくちようめ ごちようめ 三丁目、一丁目、六丁目、五丁目、 おおあざおつか かしはしまみが おかよんちようめ 大字大塚、香芝市真美ヶ丘四丁目、 さんちようめ ななちようめ ろくちようめ いちちようめ 三丁目、七丁目、六丁目、一丁目、 にちようめ ごちようめ にしまみさんちようめ いつ 二丁目、五丁目、西真美三丁目、一 ちようめ にちようめ しもだひかしごちようめ いちちよ 丁目、二丁目、下田東五丁目、一丁 うめ たかやまいちちようめ にちようめ さんちよ 目、高山台一丁目、二丁目、三丁 うめ きたいまいちちようめ さんちようめ ごちよ 目、北今市一丁目、三丁目、五丁 うめ ろくちようめ おうさかよんちようめ ななちようめ 目、六丁目、逢坂四丁目、七丁目、 はちちようめ あなむし 八丁目、穴虫	約22,240m		4車線	22m (20~38m)		
						車線数の内訳	2車線 4車線	— 約22,240m			

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由: 別紙変更理由書のとおり

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線街路	内訳		まぐらいいおあぢおんじ 桜井市大字慈恩寺	まぐらいいおあぢかなや 桜井市大字金屋		約870m	嵩上式		25～31m		
			まぐらいいおあぢかなや 桜井市大字金屋	まぐらいいおあぢおど 桜井市大字粟殿		約710m	嵩上式		28～41m		
			かしぼししもだひがし 香芝市下田東	かしぼしきだいまいち 香芝市北今市		約1,270m	嵩上式		30～49m		
							約19,390m	地表式		20～38m	近鉄橿原線と立体交差、 近鉄大阪線と立体交差 自動車専用道路と立体交差1箇所 国道24号バイパス線と立体交差 二上田尻線と立体交差 幹線街路と平面交差18箇所

## 都市計画道路 3・3・1号 中和幹線を変更する理由

### 1. 都市計画道路 3・3・1号 中和幹線の概要

(都)中和幹線は、中和地域の東西の軸として奈良県桜井市から奈良県・大阪府界に至る延長約22km、標準幅員22m、車線数4の幹線道路であり、奈良県中和地方都市地域の主要な軸として、広域的な「連携機能」を有し、さらに中和地域と大阪都市部の流通、交流の活性化を促す「交流機能」を有する道路として期待されている。

昭和40年に都市計画決定後、同48年に中和幹線と名称変更され、最終平成15年に都市計画変更され、現在に至っている。

### 2. 都市計画変更の内容

#### 1) 変更の必要性

今回変更する区間の幅員は昭和40年に、当時の道路構造令に基づいて、都市計画決定されているが、整備を進めるにあたり、現在の道路構造令に基づいた幅員に変更する必要性が生じたことによるものである。

次に高田バイパス線との交差方法について現在の都市計画は立体交差となっているが、最新の交通量予測に基づき交差点の検討を行った結果、平面交差で交通処理が可能なことから平面交差とする。

また現在の都市計画における大阪府境の連続する曲線部や一部の急曲線部について、交通の安全性を高めるために、道路線形の改善を行うものである。

#### 2) 変更の内容

都市計画道路高田バイパス線との交差部から大阪府境の約2kmの区間において以下の変更を行う。

- ・ 最小幅員を18mから20mへ変更する。
- ・ 都市計画道路高田バイパス線との交差方法を立体交差から平面交差へ変更する。
- ・ 大阪府境付近他において道路線形を改善する。